

## 全国国税局課税総括課長会議 議事日程

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)  
令和6年10月18日  
課 稅 総 括 課

令和6年11月20日(水)・21日(木)開催

予定時間	議事内容		備考
【11月20日(水)】			
13:10～13:20	10	(訓示) 部長訓示	
13:20～14:50	90	(説明) (意見交換) コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営	
14:50～15:00	10	(説明) フォレンジック調査の促進	
15:00～15:15	15	(休憩)	
15:15～16:00	45	(意見交換) データ活用の推進に向けた取組体制の検討	
16:00～16:10	10	(説明) 法定調書提出に係るオンライン利用率の向上に向けた取組	
16:10～17:30	80	(意見交換) 環境変化に伴う課税部調査事務の将来像	
17:30～17:40	10	質疑応答	
【11月21日(木)】			
10:00～11:00	60	(意見交換) 納税者の保有する国外財産の捕捉	
11:00～11:10	10	(説明) 消費税不正還付への対応	
11:10～11:20	10	(説明) 租税回避スキーム等に係る情報収集及び把握後の対応	
11:20～11:25	5	(説明) 税制改正意見の申入れに向けた対応方針等	
11:25～11:35	10	(説明) 加算税の加重措置等の概要及び留意事項	
11:35～11:45	10	(説明) 優良な電子帳簿の普及・一般化	
11:45～11:50	5	(説明) 監督評価事務	
11:50～11:55	5	(説明) 事務管理の徹底	
11:55～12:05	10	(説明) 監察官室からの連絡事項【入場制限】	
12:05～12:10	5	質疑応答	

資料配付のみ

	重点管理富裕層に係るデータを活用した管理等	【国際調査係】
	インボイス制度の円滑な定着に向けた取組	【軽減税率・インボイス制度対応室】
	税理士法違反行為への対応	【税理士監理室】
	内部事務のセンター化	【企画課】
	KSK2導入に向けた取組	【企画課】
	KSK2・GSSの導入	【参事官】
	滞納の未然防止の取組	【徴収課】
	査察事務の現状と課税部との連携	【査察課】
	国税不服審判所の現状	【国税不服審判所】

全 国 国 税 局 課 税 ( 資 料 ) 総 括 課 長 名 簿

令和6年11月

局名	氏名	発令年月	直前職歴	事務系統
東京 (課税総括)	イチカワ ヤスキ 市川 康樹	R6. 7	課税第一部 資産課税課長	資産
東京 (資料総括)	ハマムラ タクヤ 濱村 卓也	R6. 7	課税第二部 資料調査第三課長	法人
大阪 (課税総括)	ツバキ ケンイチ 椿 健一	R6. 7	課税第一部 個人課税課長	個人
大阪 (資料総括)	ワタナベ ヒロエ 渡辺 浩江	R6. 7	長浜税務署長	法人
名古屋	ホソイ マサスミ 細井 優清	R6. 7	課税第二部 法人課税課長	法人
関東信越	クニミ マサヒデ 國見 雅英	R6. 7	課税第二部 法人課税課長	法人
広島	マツウラ アキヒサ 松浦 昭久	R6. 7	課税第二部 法人課税課長	法人
仙台	ムラタ トシヨキ 村田 俊行	R5. 7	課税第一部 個人課税課長	個人
福岡	ハヤタ ヒロシ 早田 寛	R5. 7	課税第二部 法人課税課長	法人
札幌	スギオカ ユキオ 杉岡 幸男	R6. 7	課税部 個人課税課長	個人
熊本	ハラダ シュウイチ 原田 周一	R6. 7	課税部 個人課税課長	個人
高松	ヤマサキ カズアキ 山崎 一聰	R5. 7	課税部 法人課税課長	法人
金沢	キノシタ コウジ 木下 康慈	R6. 7	課税部 個人課税課長	管運
沖縄	タグチ ミノル 田口 実	R6. 7	法人課税課長	法人

## 全国国税局課税総括課長会議配席図

〔令和6年11月20日・21日  
国税庁第一会議室〕

- 入口 -

- 入口 -

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

## コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営

「コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営」については、令和5事務年度までに整理した各種取組を実施した上で、推進・定着を図っていくこととしている。

また、課税部局現業部署については、各々担うべき役割・機能を踏まえ、真に調査必要度の高い納税者のうち、署では対応が困難な事案や組織内外に大きな波及効果を及ぼす事案等に対して、高い専門性を発揮しつつ、緊密に連携することにより、事案に応じた適切な体制で、深度ある調査等が行えるシームレスな事務運営を推進・定着に向けて各種取組を実施することとしている。

本会議においては、令和6事務年度の各種取組の実施状況や、令和5事務年度における局現業部署等の事務運営の評価について説明するとともに、局現業部署の事務運営について意見交換する。

### 【意見交換事項】

令和5事務年度に策定した各着眼点（着眼点1：各部署の緊密な連携、着眼点2：高度な専門性の発揮）に沿って各局が令和6事務年度いかに取り組んでいるのか、また、その過程で把握された課題等がないか。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)  
 令和6.11.20  
 21  
 調査第一係

## フォレンジック調査の促進

深度ある調査においては、デジタル機器に保存された情報の証拠化が必要となる場面も多い。

そのような状況を踏まえ、モバイル端末用フォレンジック・ツールを配備するなど、フォレンジック調査の促進に向け取り組んでいく必要がある。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)  
〔令和6.11.20  
21  
データ活用担当〕

## データ活用の推進に向けた取組体制の検討

令和6事務年度から令和8事務年度までは国税組織におけるデータ活用の推進に向けた発展期に当たり、データ活用の実装を基本コンセプトとして、全庁的にデータ活用の推進に取り組んでいるところ。

現状、データ活用の推進に向けた取組体制や情報システム課との役割分担は各局で異なり、専担者がいない地方局においては限られた事務量の中でデータ活用に取り組んでいる状況となっている。

令和9事務年度以降のデータに基づく事務運営の浸透・常態化に向けては、限られた人材や分析環境を有効活用し、データ活用の効果をこれまで以上に組織的に享受できるよう、取組を把握・管理し内容を精査していくことが必要となる。

本会議では、各局現状の取組状況を踏まえた上で、今後の課税(資料)総括課におけるデータ活用の推進に向けた取組体制について意見交換を行う。

### 【意見交換事項】

データ活用取組の企画・検討は引き続き課税(資料)総括課が担うべきと考えるが、人材育成やノウハウの継承という観点で見ると、高度なデータリテラシー等が必要となる予測モデル分析・ツール等の構築や局内データ活用取組の把握・管理は専担部署(例えば情報システム課)に集約することも一案と考える。

データに基づく事務運営の浸透・常態化に向け、令和9事務年度以降のデータ活用取組における課税(資料)総括課としての役割及び体制は何か、現状の取組内容及び課税部各課・情報システム課との関係も踏まえ、各局の意見如何。

なお、課税(資料)総括課は(データ活用と親和性の高い)資料情報事務及び課税部内データ活用取組の把握・管理を担っているところ、これらの観点から将来的に担うべきと考える役割及び体制についてご意見いただきたい。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年

(令和11事務年度末)

令和6.11.20

21

資料第一係

## 法定調書提出に係るオンライン利用率の向上に向けた取組

令和8事務年度のセンター化の全署実施や KSK 2 の導入が目前に迫る中で、デジタルトランスフォーメーション (DX) を推進し、納税者利便の向上と税務行政の効率化を更に進める観点から、組織的な課題としてオンライン利用率の向上に向けた勧奨に取り組んでいるところ。

法定調書提出に係る e-Tax の利用勧奨に当たっては、給与情報のマイナポータル連携を踏まえ、幹部のトップセールスを含め、引き続き、事務系統・税目横断的に組織全体で利用勧奨を実施する必要がある。

本会議においては、オンライン利用率の現状と利用率向上に向けた取組について説明する。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国 の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年 (注)チェックシートは原義に添付	

保存期間: 5年

(令和11事務年度末)

令和6.11.20

21

課税総括課

## 環境変化に伴う課税部調査事務の将来像

今後、GSS導入（令和7事務年度）や全署センター化（令和8事務年度）、KSK2への移行（令和8事務年度）など、課税部を取り巻く環境は大きく変化していくこととなる。

本会議においては、こうした変化を経て、令和8事務年度以降、課税部の調査等事務がどのように変化するのか、将来像（基本的方向性）に係る検討イメージについて意見交換する。

### 【意見交換事項】

- 1 課税部調査事務の将来像（基本的方向性）の検討イメージについて、各局の意見如何。
- 2 課税総括課は、課税部の筆頭課として局内における本議論を主導していく立場にあるが、現在の局内での検討状況如何。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国のお安全等関係 4.公共のお安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)  
 令和6.11.20  
 21  
 国際調査係

## 納税者の保有する国外財産の捕捉

国際化への対応に当たっては、CRS情報、財産債務調書、国外財産調書、国外送金等調書など、幅広い情報リソースを活用し、納税者の保有する国外財産（関連取引含む。）を的確に捕捉し、課税上の問題点の把握に努めているところ、各局における国際事案の組成に係る端緒情報等について情報共有することで、国際事案への対応に係るノウハウの向上を図ることとしたい。

### 【意見交換事項】

国際事案の組成に当たっては、どのように国外財産（関連取引を含む。）を捕捉し、課税上の問題点を把握しているか。

情 報 (開示・不開示・部分開示)	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)  
〔令和6.11.20  
21  
調査第三係〕

## 消費税不正還付への対応

消費税不正還付への対応については、庁に「消費税不正還付PT」を設置し、関係部署間の情報共有、連携を強化するとともに各局署では、課税部重点課題の1つとして精力的に取り組んでいる。しかしながら依然として、消費税不正還付事案は絶えず、調査で追徴課税しても徴収困難となり、滞納となる事案が発生している。

このような状況を踏まえ、令和6事務年度においても不正還付を企図しにくい環境整備、不正還付が想定される納税者を早期に把握の上確実に還付保留する体制の構築など、不正還付の未然防止について重点的に取り組んでいく必要がある。

本会議においては、不正還付を企図しにくい環境整備(広報・啓発活動)について、庁の取組内容を説明する。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間: 5年

(令和11事務年度末)

令和6.11.20

21

調査企画係

## 租税回避スキーム等に係る情報収集及び把握後の対応

各種税制や複雑な取引・契約等を用いて租税回避を図っていると考えられる事案等については、情報収集と事案集積を図った上で、税制改正の申入れ等により適切に対応していく必要がある。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

## 税制改正意見の申入れに向けた対応方針等

国税庁では、適正・公平な課税・徵収を実現するために必要な税制上の課題について、税制改正意見として制度当局に申入れを行い、税務に係る各制度の改善を図っている。

令和5事務年度においては、より効果的な税制改正意見の申入れに向けて、局(所)署の現場における課題発見・意見提出から、庁における検討、制度当局への伝達といった過程の更なる充実・活性化を行ってきたところである。

令和6事務年度においても、各局(所)で把握・検討された税制上の課題を、税制改正意見として適確に結び付けた上で制度当局に申入れるため、庁局(所)間のコミュニケーションをはじめ税制改正意見の対応方針等について説明する。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)

庁文書保存年限 5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年

(令和11事務年度末)

令和6.11.20

21

税務手続第一係

## 加算税の加重措置等の概要及び留意事項

加算税制度については、近年、納税者を取り巻く経済社会の構造変化に伴い、誠実に納税を行う納税者の税に対する公平感を大きく損なうような事例が顕在化してきたことへの対応等として改正されてきたが、その反面、複雑になっているともいえる。

本会議では、加算税の加重措置等の概要及び留意事項について説明する。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年

(令和11事務年度末)

令和6.11.20

21

税務手続第二係

## 優良な電子帳簿の普及・一般化

電子帳簿等保存制度における「優良な電子帳簿」の普及・一般化に向けた周知広報の取組について、庁の取組状況等を説明する。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国のお安全等関係 4.公共のお安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間: 5年

(令和11事務年度末)

令和6.11.20

21

監督評価官室

## 監督評価事務

### 1 監督事務

#### (1) 全庁的監督

全庁的監督は、長官の命により、国税庁組織全体の事務運営から特定事項をテーマとして設定し、全国統一的に実施する監督事務である。

国税庁においては、リモートワーク環境を積極的に活用し、働き方改革に取り組むこととしているほか、今後、GSSへの移行によって、リモートワーク環境の更なる進展が見込まれることから、その適正かつ効果的な運用に資するため、「リモートワークの現状と課題～リモートワーク環境の更なる進展を見据えて～」を令和6事務年度の全庁的監督テーマとして事務監察を実施する。

#### (2) 局別監督

局別監督は、局長の要請により、局署の事務運営等のうち特定事項をテーマとして設定し、各局で実施する監督事務である。

なお、令和6事務年度における各局のテーマは、次のとおりである。

派遣室	テーマ名	派遣室	テーマ名
札幌	職場におけるカスタマーハラスメントの現状と組織的課題	大阪	局署間の情報共有等の現状と課題
仙台	署総務事務の現状と課題 ～センター化全署実施を見据えて～	広島	小規模署の事務運営の現状と課題
関東信越	職場環境の現状と今後の在り方 ～多様性尊重に向けて～	高松	事務系統横断的な取組の現状と今後の方向性
東京	内部事務のセンター化対象署の運営の現状と課題	福岡	納税者等からのクレーム対応の現状と課題 ～カスタマーハラスメント等対策～
金沢	小規模署の現状と今後の在り方 ～エリア運営を中心として～	熊本	署総務課事務の現状と今後の在り方 ～内部事務センター化に向けて～
名古屋	苦情等対応の現状と課題 ～カスタマーハラスメントへの対応等を中心として～	沖縄	職場環境の現状と今後の在り方 ～多様性尊重に向けて～

### (3) 行政文書等の事務監察

行政文書等の事務監察は、国税庁の保有する行政文書等の管理及び取扱いの更なる徹底を図るため、①訓令等に従った管理・取扱いが適切に行われているか、②把握した手続誤りや発生した緊急対応事案等への対応策が適切に講じられているかといった観点から、書面監察及び実地監察を実施している。

また、事務監察の実施に当たっては、文書管理システムに関する項目など、行政文書の適正な電子的管理に向けた取組も行っている。

これらの事務監察結果は、総括文書管理者（国税庁次長）へ報告することとしている。

## 2 実績評価事務

### (1) 令和5事務年度の評価結果

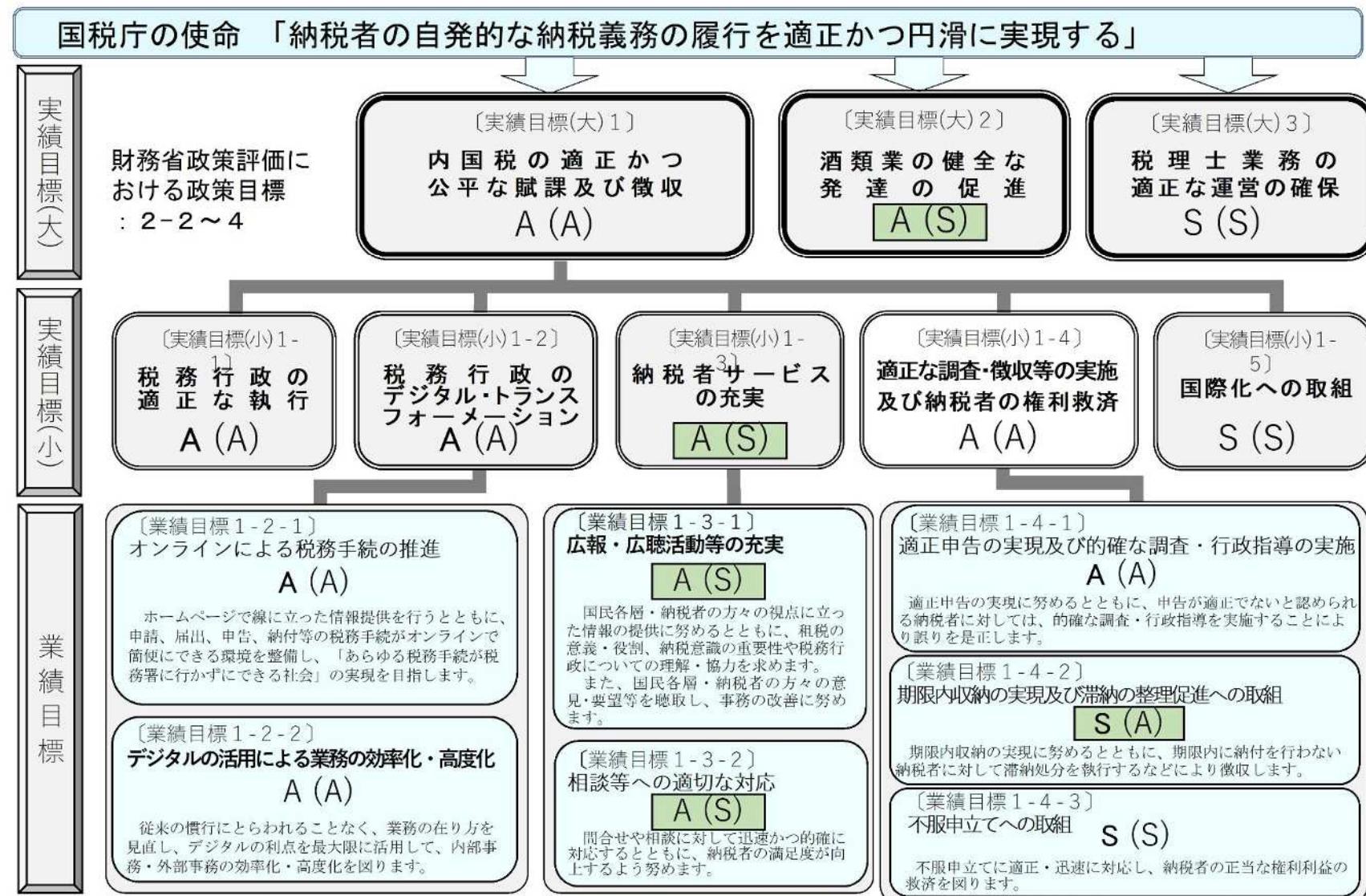
令和5事務年度の評価結果については、以下に記載した評語のとおりであり、これらの評価結果をその後の事務運営に的確に反映し、P D C Aサイクルを通じて、効率的で質の高い税務行政を実施していくこととしている。

＜令和5事務年度における主な測定指標の達成度（課税（資料）総括課関係）＞

測定指標名	目標値	実績値	達成度
・データ活用による調査・徴収の効率化・高度化	(定性目標)	-	○
・有効な資料情報の収集	(定性目標)	-	○
・調査関係事務の割合 <sup>(注)</sup>	65%	65.0%	○
・効果的・効率的な調査事務運営の推進	(定性目標)	-	○
・大口・悪質な不正事案等への的確な対応	(定性目標)	-	○
・国際化や新分野の経済活動への的確な対応	(定性目標)	-	○

(注) 各事務系統の件数又は事務量を合算して目標値や実績値を算出している。

## 令和5事務年度の評価結果



## (2) 令和6事務年度の取組（実施計画）

令和6事務年度の実施計画においては、令和5事務年度の実績目標を維持しつつ、令和5年6月に策定した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－」の新たな柱である「事業者のデジタル化促進」を業績目標として新設するとともに、これまでの取組結果や今後の取組方針等の観点から、所要の見直しを行った。

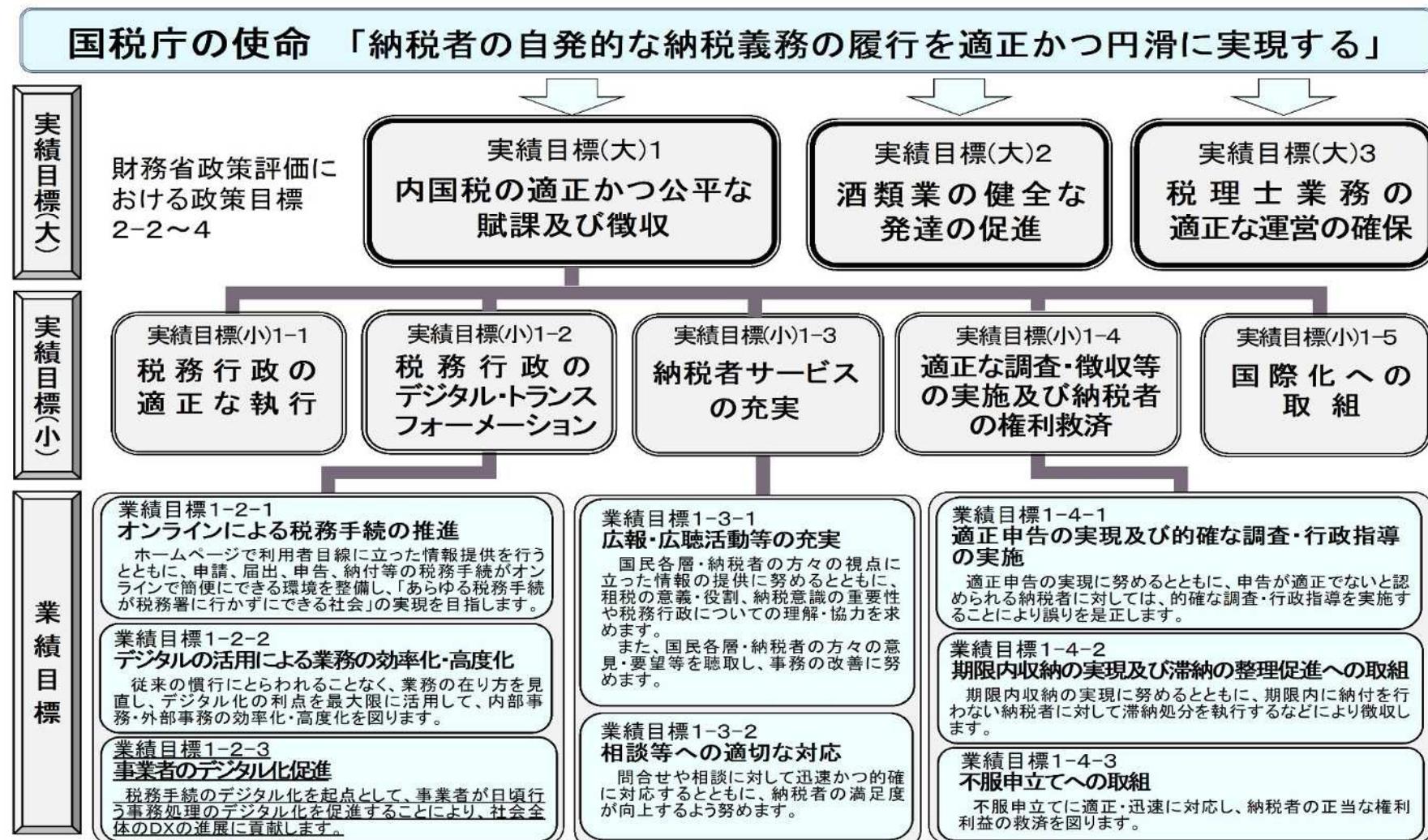
国税庁の任務である「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」の実現を図るため、これらの目標を認識して事務に取り組む必要がある。

### ＜令和6事務年度における主な測定指標（課税（資料）総括課関係）＞

測定指標名	目標値
・データ活用による調査・徴収の効率化・高度化	(定性目標)
・有効な資料情報の収集	(定性目標)
・調査関係事務の割合 <sup>(注)</sup>	65%
・効果的・効率的な調査事務運営の推進	(定性目標)
・大口・悪質な不正事案等への的確な対応	(定性目標)
・国際化や新分野の経済活動への的確な対応	(定性目標)

(注) 各事務系統の件数又は事務量を合算して目標値を算出している。

## 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図(令和6事務年度)



開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事業年度末)

令和6.11.20  
21  
総務係

## 事務管理の徹底

### 1 厳正・的確な事務処理の確保

国税の事務は、一つ一つの処理が納税者の権利・義務に直接影響を及ぼすものであり、厳正・的確な事務処理の確保が強く求められている。

厳正・的確な事務処理を確保するためには、管理者が各事務の重要性を十分認識し、その職責を全うするとともに、職員一人一人が担当事務を十分理解した上で事務を処理していく必要がある。

### 2 行政文書・情報の管理の徹底

国税庁は、納税者の極めて重要な個人情報等を取り扱っており、納税者に関する情報が流出した場合には、納税者からの税務行政に対する信頼を失いかねないことから、行政文書・情報の適切な管理に努める必要がある。

引き続き、情報管理点検等の取組を通じて、職員一人一人が行政文書等の適切な管理の重要性について認識した上で、事務処理手順等を遵守し、行政文書の紛失等（以下「紛失等事案」という。）の未然防止を徹底する必要がある。

### 3 緊急対応事案への対応

紛失等事案を含む緊急対応事案が発生した場合には、①事実関係を迅速かつ的確に把握し、②事案発生後の処理を適切に実施するとともに、③その事案が発生するに至った原因を確実に究明・分析し、④実効性のある再発防止策の検討・実施に努める。

なお、緊急対応事案が発生した場合には、①管理職員は、自ら情報の収集に努めるとともに、②庁・局・署間において主管課・総務課によるダブル・トラック方式により報告を行い（別紙参照）、③事案の類型に応じ、関係課へ報告・連絡を行うことにより、適

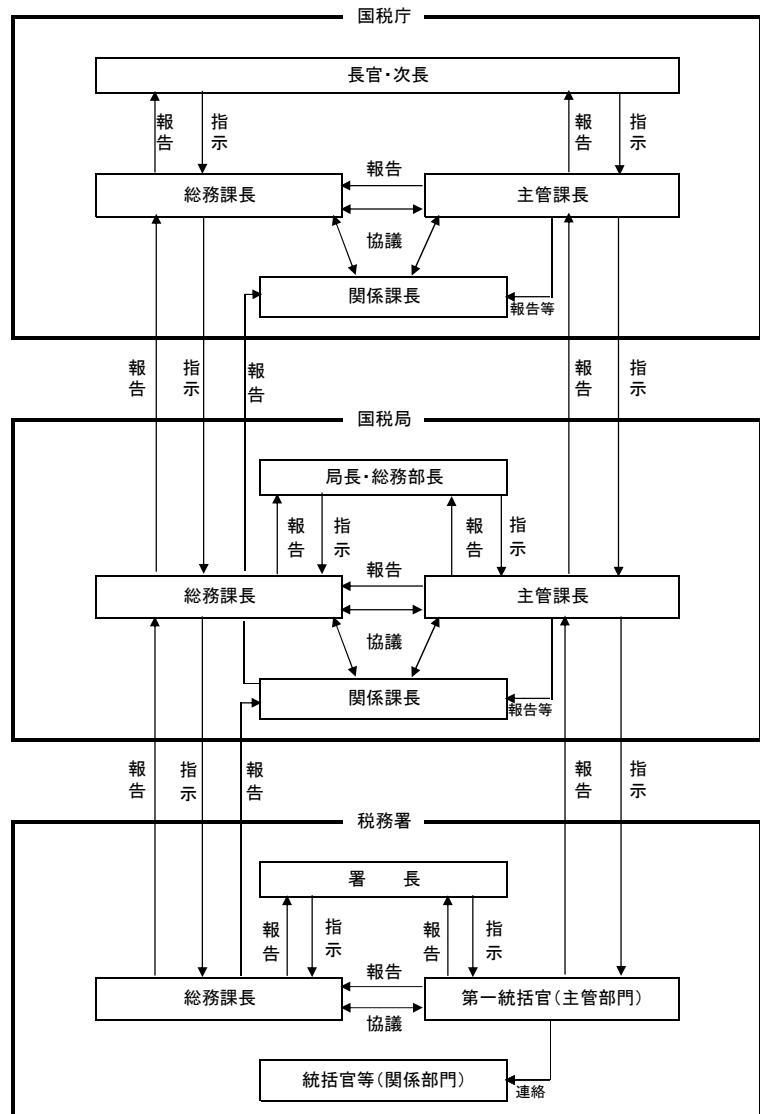
切に対応する。

#### 4 綱紀の厳正な保持

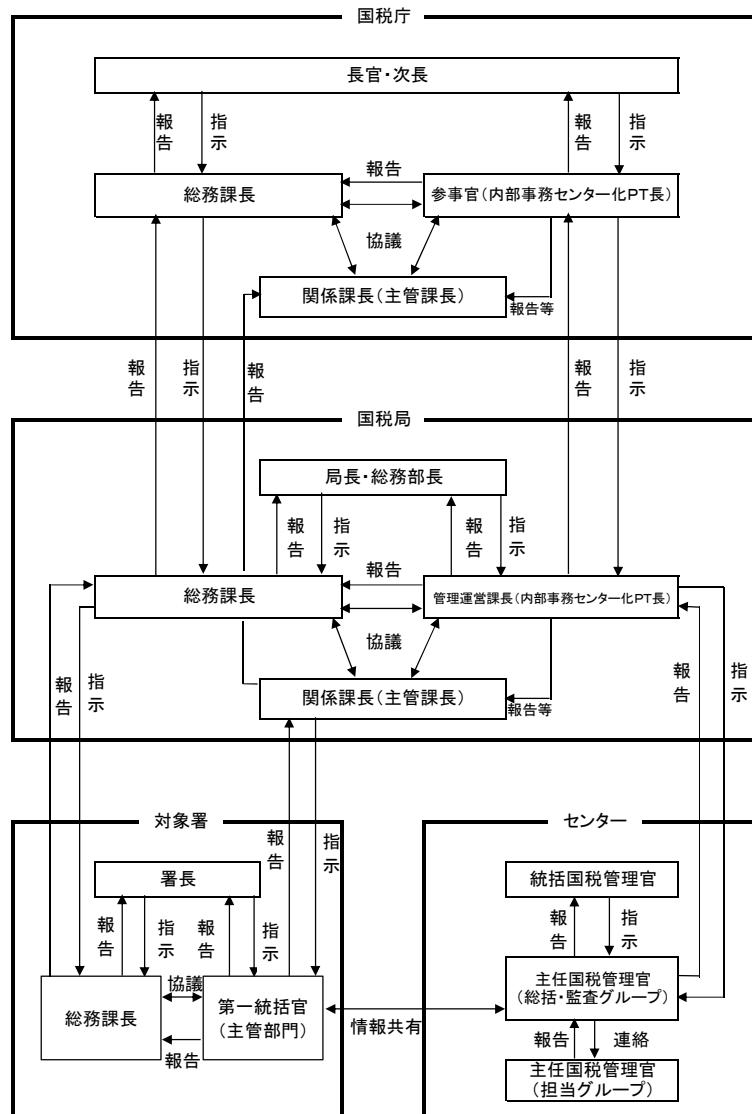
職員一人一人の綱紀の保持、高いモラルの維持は、国民の理解と信頼を得て税務行政を行っていく上での前提であることを踏まえ、納税者・税理士等との癒着などの非行はもとより、職員の公正性を疑われるような行為などの服務規律違反が生じることのないよう、引き続き公務員倫理の徹底と服務規律の厳正な保持に努める。

特に、税務職員の守秘義務の遵守については、申告納税制度を基本とする税務行政を円滑かつ公正に行うに当たり、納税者の信頼と協力を確保するために必要不可欠であることを十分認識し、徹底する。

**緊急対応体制イメージ図**  
(災害・犯罪関係原因事案及び事務処理関係原因事案)

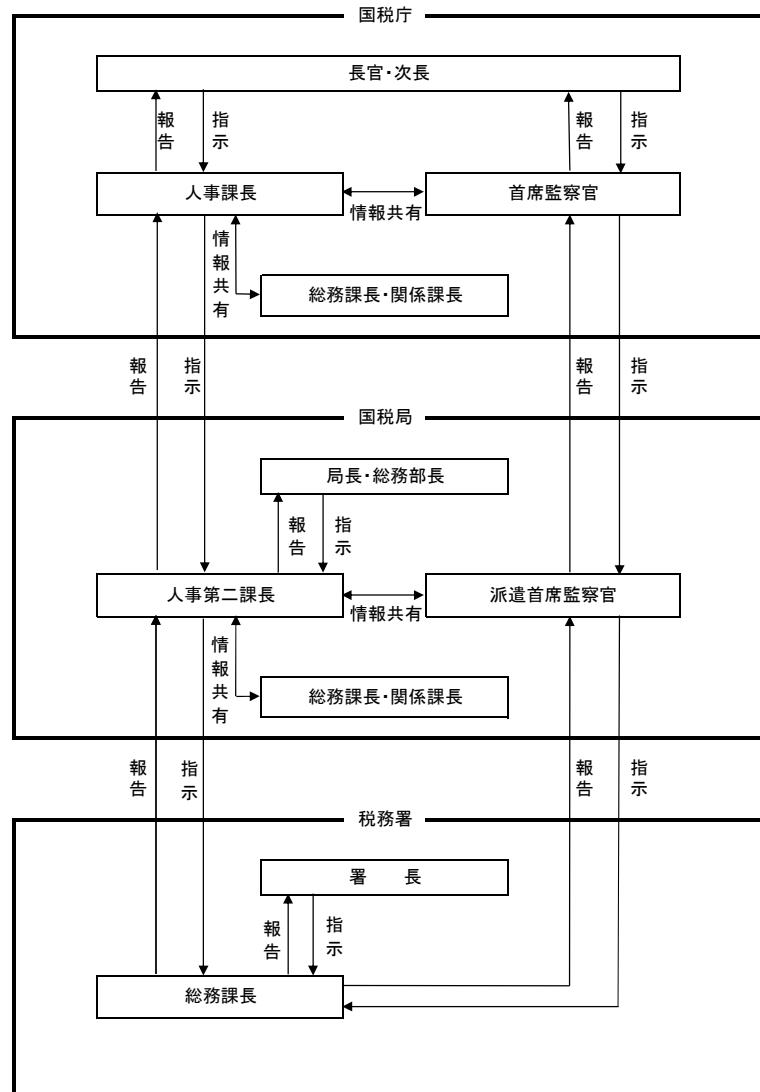


**センター用 緊急対応体制イメージ図**  
(災害・犯罪関係原因事案及び事務処理関係原因事案)

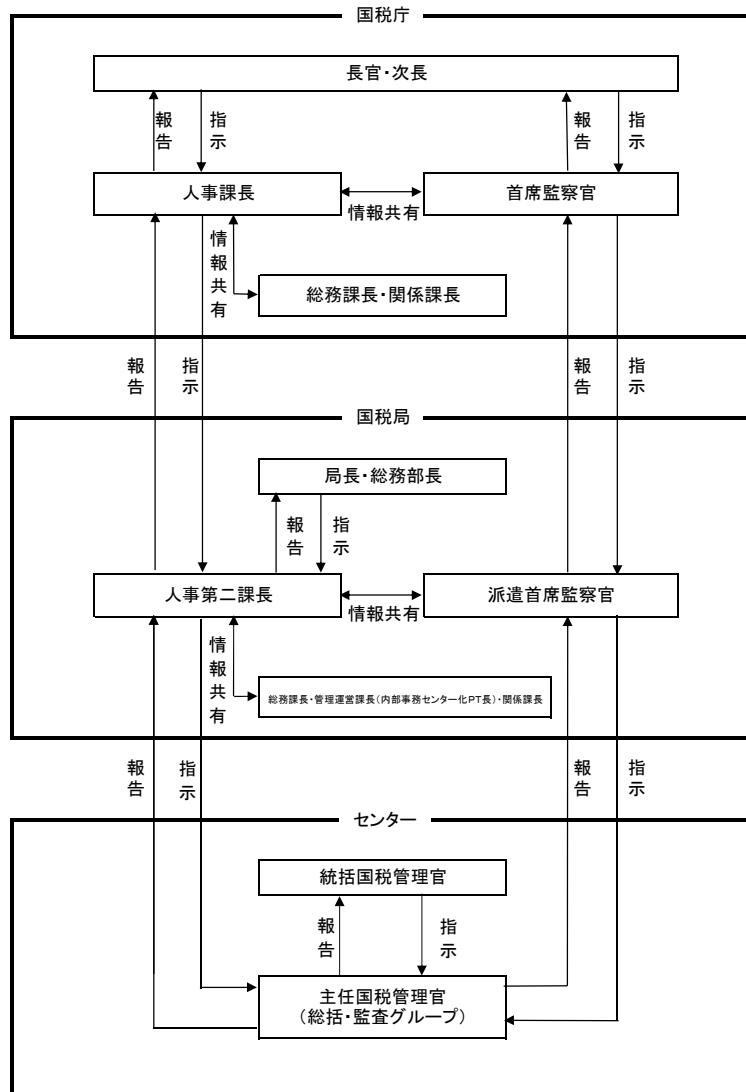


※コール・調査支援グループの単独設置センターにおいては、当該グループの主任国税管理官が総括・監査グループの主任国税管理官と同様の役割を担う。

緊急対応体制イメージ図  
(非行関係原因事案)



センター用 緊急対応体制イメージ図  
(非行関係原因事案)



※ 署から局への報告及び局から庁への報告は、いずれも速やかに行うものとする。特に、職員逮捕やマスコミ報道が見込まれるなど、重大な非行関係原因事案を把握した場合には、直ちに第一報を報告するものとする。

※センターから局への報告及び局から庁への報告は、いずれも速やかに行うものとする。特に、職員逮捕やマスコミ報道が見込まれるなど、重大な非行関係原因事案を把握した場合には、直ちに第一報を報告するものとする。

※コール・調査支援グループの単独設置センターにおいては、当該グループの主任国税管理官が統括・監査グループの主任国税管理官と同様の役割を担う。

## 緊急対応事案類型別報告期限一覧表

報告をする事案	標準報告期限 (第一報)
<b>現金過不足等</b>	
現金領収金額の過不足・亡失	翌日まで
<b>情報漏えい等</b>	
庁舎外に持ち出した行政文書（公表文書を除き、情報処理機器及び情報記録媒体を含む。以下同じ。）等の紛失、置き忘れ、盗難	翌日まで
納税者等から受領した書類（一時的に借用したものも含む。）の紛失、置き忘れ、盗難	翌日まで
納税者を取り違えた処分・指導（例）同姓同名の別人に対する差押え	翌日まで
行政文書等（公表文書を除く。）のインターネット等への流出	翌日まで
外部委託業者による契約に違反した行為（保管・複製・再委託等）及び業務上における事故等に伴う情報流出等	翌日まで
納税者情報の誤発送・誤交付（未開封のもの及び納税者の特定の可否にかかわらず組織外に流出したものを含む。） ※ 郵便局職員による誤配送等当局に責任のないものを除く。	3日目まで
納税者情報の私的利用（例）国税情報システムの私的検索	3日目まで
<b>所在不明等</b>	
行政文書の所在不明・誤廃棄・き損	3日目まで
<b>事務処理誤り・遅延</b>	
同一の納税者に対して事務処理を2回以上誤った事案	翌日まで
不適切な事務処理に起因して、10人以上と認められる納税者の権利・利益に影響を与えた事案 (例) 地方税当局への閲覧・回付漏れ	翌日まで
同様の事務処理誤りが他局・他署においても発生すると想定される事案 (例) システムを利用した事務処理誤り	翌日まで
不適切な事務処理等に起因して更正・決定の除斥期間その他の処理期限を超過した事案のうち対応を要する事案 (例) 国家賠償による対応を要する事案	3日目まで
違法な処分を行ったことが明らかである事案 (例) 処理期限超過後の更正・決定等の処分	3日目まで

- (注) 1 上記期限にかかわらず、署又はセンターから局への報告は原則として事案発覚日の当日中に、また、局から庁への報告は原則として署又はセンターから報告を受けた当日中（局において発生した事案については原則として事案発覚日の当日中）に行うよう努めることとする。  
なお、標準報告期限（第一報）において、「翌日まで」とあるのは、事案発覚日（担当者が事案の発生を認識した日をいう。以下同じ。）の翌稼働日を報告期限とし、「3日目まで」とあるのは、事案発覚日から3日目の稼働日を報告期限とする（例：木曜日に発覚した事案については、月曜日が報告期限となる。）。
- 2 第一報については、文書でも口頭でも可とし、口頭の場合は、その後速やかに文書で報告する。
- 3 納税者や税務行政等に及ぼす影響が極めて大きいと認められる場合など、直ちに対応を要する事案（例：報道が想定される事案）については、上記の期限にかかわらず速やかに報告するものとする。
- 4 その他、一覧表に該当しない事案についても、早期に報告が必要と判断される事案については適時報告する。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

## 監察官室からの連絡事項

人事院が発表した令和5年における懲戒処分の状況によると、公務員全体の懲戒処分は240人と前年の234人から6人増加しており、国税庁における懲戒処分は46人で、前年同期の32人から14人の増加となっている。

また、令和5事務年度においては、兼業禁止違反や職務専念義務違反のほか、賭博行為や虚偽の医療費控除を計上した不適正申告事案等、国家公務員としてあるまじき非行事件が発生し、マスコミにも大きく報道されるなど、国税組織の信頼は著しく低下しかねない状況にある。

これら非行事案の発生要因を見ると、根本的には職員自身の非行に対する認識の甘さ、身勝手な行動等によるものがほとんどであることから、幹部職員が職員の抱える問題、兆候等をいち早く把握してその改善、解消を図るとともに、職員に対して税務職員としての立場と職責の重要性、非行を起こしたことにより受ける処分の内容や職員のみならず国税組織が受ける深刻な影響について、十分に認識させることが未然防止に繋がるものと考えられる。

このため、幹部職員は部下職員の模範となるべく自らの身を律し、より一層、事務管理の徹底を図るとともに、職員の身上を的確に把握して適切な指導・助言を行い、非行の未然防止、再発防止に努めることが肝要である。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)

庁文書保存年限 5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間: 5年

(令和11事務年度末)

令和6.11.20

21

国際調査係

## 重点管理富裕層に係るデータを活用した管理等

重点管理富裕層は、管理対象者のみならず、関係する個人及び法人も含めて継続的・一体的に管理し、情報収集及び複数税目からの多角的な分析に全国で取り組むこととしている。富裕層管理の効率化・均質化を図るため、データを活用した施策として、「富裕層特化型モデル」を令和5事務年度末に各局へリリースしたところ、今後各局の意見を踏まえつつ、継続的に改良する予定である。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間: 5年

(令和11事務年度末)

令和6.11.20

21

軽減税率・インボイス制度対応室

## インボイス制度の円滑な定着に向けた取組

インボイス発行事業者の登録件数は、令和6年8月末日時点で約458万件となっているところ、インボイス制度の円滑な定着に向けて、令和6事務年度も引き続き制度の周知を行うとともに、インボイスの登録をするか否かを検討している事業者をはじめ、個々の事業者の立場に寄り添った丁寧な相談対応等に取り組む。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

## 税理士法違反行為への対応

### 1 基本的な考え方

国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを達成するため、税理士及び税理士法人がその公共的使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、税理士業務の適正な運営の確保に努める必要がある。

### 2 税理士法違反行為情報の収集と課税調査等と税理士調査の連携

各国税局(所)における税理士監理官及び税理士専門官等は、税理士法違反行為の疑いがある税理士・税理士法人や税務書類の作成等を行っている税理士等でない者に対する調査等を行っている。

これらの調査等を効果的・効率的に実施するためには、

① 税理士等による税理士法違反行為(故意による不真正税務書類の作成や調査妨害、その他税理士法に規定する各種義務違反行為など)

② 税理士等でない者による税務書類の作成などの税理士法違反行為

に関する情報の収集が不可欠であることから、課税調査担当者が、課税調査の過程において多額の不正行為の事実を把握などしたときには、税理士等の不正関与等の有無を必ず確認し、不正関与等の疑いがあると認められる場合には、税理士監理官への速やかな連絡を行うとともに、平成14年6月28日付官総6-106ほか12課共同「『関係各部課及び税務署から税理士監理官への情報提供要領』の制定について」(事務運営指針)に則って、「税理士等情報せん」を作成して、局税理士監理官へ情報提供することとしている。

また、令和6年6月19日付官税1-40ほか15課共同「令和6事務年度における税理士関係事務の運営に当たり特に留意すべき事項について」（指示）において、課税調査担当者から、課税調査において税理士法違反行為の疑いを把握した旨の連絡があった場合、局署税理士事務担当者は、当該課税調査の担当部署との間で、課税調査や税理士法違反行為に係る調査の処理方針等について意識共有を図るとともに、当該担当部署に対して、税理士法違反行為に関する証拠資料の収集と保全を確実に行うよう依頼することとしている。

加えて、課税調査において税理士による調査妨害が疑われる行為を把握した場合は、具体的な事実に基づく当該行為の詳細（日時、場所、当方及び相手方の言動に関する具体的な事実など）について、調査経過記録書に確実に記録を残すなど、適時・適切な証拠資料の収集・保全が重要である。

このため、税理士法違反行為情報の収集と課税調査と税理士調査の連携についてお願いするもの。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

## 内部事務のセンター化

### 1 内部事務のセンター化の取組

「内部事務のセンター化（以下「センター化」という。）」は、内部事務について、事務系統横断的な事務処理体制を整備し、署窓口から分離して専担化した組織（業務センター）で、事務と人を集約して処理することで、事務の正確性の確保とともに、事務の効率化を目指すものである。効率化により確保できた事務量については、実地調査や徴収のほか、行政指導やデータ分析など、環境変化に適切に対応するための事務量に充てることとしている。

令和8事務年度には、KSK2の導入が予定されており、各種事務処理が、全面的にシステムでのデータ処理に移行することとなるが、その基盤となる、申告書等の情報の「データ化」や、修正申告や納税地の異動などがあった場合の「データ更新」などは、業務センターがその主体となる。このように、センター化は、国税組織の事務運営をデジタル時代に相応しいものへと転換する上で基盤となる取組でもあり、着実に推進していく必要がある。

### 2 令和5事務年度の状況

#### (1) 業務センター等の機能

業務センター職員数が増加する中、緊急時対応や職員管理、専門的知識を必要とする事務の増加に対応していくため、業務センター等に審理機能や情報化機能等を設置するなどの対応を行った。

#### (2) 事務処理体制

業務センターの円滑な運営のため、事務の簡素化・標準化といったこれまでのBPRの取組に加え、事務系統の垣根を越えた既

存事務の見直し、類似事務の統合などの取組を実施するとともに、KSK2導入後の通常期及び確定申告期の事務処理体制について検討を進めた。

**(3) 行政指導**

業務センターが納税者のコンプライアンス向上の一翼を担う部署として機能していくため、行政指導事務の運営方法や実施体制について検討を進め、その充実を図った。

### 3 令和6事務年度の課題

**(1) KSK2を活用した事務運営・事務処理体制の検討**

KSK2の導入を見据え、KSK2の機能を踏まえた事務処理体制や事務管理等について検討を進める。

**(2) センターの安定的な運営とBPRの推進**

事務の共同処理の更なる充実や、BPRの更なる推進を図るとともに、令和8事務年度の業務センターの円滑な全署実施に向けた準備を進める。

**(3) 行政指導の充実**

効果的・効率的な事務処理体制や事務処理手順の整備など、行政指導の更なる充実に向けて検討を進める。

**(4) KSK2の導入に向けた準備**

KSK2を円滑に導入するため、職員研修やテスト運用の準備を進める。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)  
〔令和6.11.20  
21  
企画課〕

## KSK2導入に向けた取組

### 1 業務マニュアルの策定と職員の理解浸透

KSK2の導入により、業務センターや署における各系統の事務処理が、大きく変更されることとなる。

そのため、KSK2導入後の事務処理手順に基づき、「利用者（職員）目線」・「一覧的」・「分かりやすさ」を重視し、業務マニュアル（業務センター用）と業務マニュアル（署用）の策定作業を進めているところである。

また、早期の段階から職員の理解を深めていく必要があることから、これまでに共通的事務の具体的な事務処理イメージを作成し、eラーニング（音声解説付き）で配信したほか、KSK2への関心を高めるための情報をQ&A形式で発信している。今後も、必要な情報を前広に発信していくこととしている。

### 2 テスト運用、研修の実施

事務処理手順が特に大きく変更となる業務センターの事務を対象に、事務処理手順の確認を目的として、令和7年10月から令和8年3月の間、4拠点の業務センター（東京局大手町分室、大阪局大手前分室、金沢局業務センター、福岡局春日分室）において、「テスト運用」を実施する予定である。

さらに、職員の習熟度の向上を目的として、令和8年4月以降順次、全職員（非常勤職員を含む）を対象とした「研修」を実施する予定である。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年

(令和11事務年度末)

令和6.11.20

21

参事官

## KSK2・GSSの導入

### 1 GSS（ガバメントソリューションサービス）について

GSS（ガバメントソリューションサービス）は、行政機関の業務用端末やネットワーク環境などの業務実施環境を、政府共通の標準的な環境としてデジタル庁が提供するサービスである。国税庁においては、令和7年7月以降、順次GSS環境へ移行し、令和8年6月に全国運用を開始した後、令和8年9月からはKSK2の運用を開始する予定である。

このため、利便性とセキュリティ確保のバランスを踏まえた上で、引き続き、GSS導入に向けた取組を全序的に進めていく必要がある。

### 2 KSK2について

#### (1) KSK2の開発状況

KSK2の開発は、現在、プログラムの作成やメーカーによるテストを進めている段階であり、おおむね順調に進捗している。令和7年3月には、機器も設置し、その後は、プログラム、ハードウェア、ネットワーク、利用者端末などを組み合わせ、本番とほぼ同じ環境で動作を確認する「総合運用テスト」工程に入っていく。

#### (2) KSK2導入に向けた取組

KSK2は、国税の賦課・徴収の基盤となる「基幹システム」であり、導入の成否によっては、職員の職務遂行のみならず、納税者の申告・納税義務の履行に多大な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、KSK2の円滑な導入に向けて、開発作業のみならず、「データ移行」・「外部接続先との連携」といった、全序的な

課題については、全庁的な理解の下、各課の役割分担をしっかりと定め、検討を進めていく必要がある。

なお、事務処理手順の確認を目的として、令和7年10月から令和8年3月の間、4拠点の業務センター（東京局大手町分室、大阪局大手前分室、金沢局業務センター、福岡局春日分室）において「テスト運用」を実施する予定である。さらに、職員の習熟度の向上を目的として、令和8年4月以降順次、全職員（非常勤職員を含む）を対象とした「研修」を実施する予定である。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和10事務年度末)  
〔令和6.11.20  
21  
徴収課〕

## 滞納の未然防止の取組

適正・公平な課税は、納税がなされて初めて実現されるとの理念の下、滞納の未然防止については、国税組織全体として取り組む必要があることから、賦課・徴収が緊密に連携し、積極的に取り組んできたところである。

令和6事務年度においても、令和6年6月27日付徴徴2-28ほか14課共同「滞納の未然防止等に関する取組について」(指示)に基づき、賦課・徴収の一層の緊密な連携の維持・強化により、引き続き、次の施策に取り組んでいただきたい。

### 【滞納の未然防止・早期徴収に関する施策】

- 期限内納付及び納税についての納税者利便の向上に関する広報・周知
- 納期限前後における納付指導の実施
- 調査時における滞納の未然防止等
- 源泉所得税の未納に対する賦課・徴収の連携・協調

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国 の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年 (注)チェックシートは原義に添付	

保存期間: 5年

(令和11事務年度末)

令和6.11.20

21

査察課

## 査察事務の現状と課税部との連携

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としている。

この目的を達成するため、査察事務の運営に当たっては、社会的に非難されるべき悪質な脱税者を的確に摘発し検察官に告発できるよう、情報事務と調査事務を通じて、組織力を発揮した効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、社会的波及効果が高い事案の立案・処理に積極的に取り組むこととしている。

近年の経済社会のデジタル化・国際化等の進展など、査察を取り巻く環境が大きく変化する中、これらの変化に的確に対応し、引き続き社会的に非難されるべき悪質な脱税者を摘発していくため、課税部と連携を密にし、経済社会情勢に着目した戦略的な取組に際しての協調を的確に行うこととしている。

○ 着手及び告発件数の推移

項目	年 度	令和元	2	3	4	5
着 手 件 数		件 1 5 0	件 1 1 1	件 1 1 6	件 1 4 5	件 1 5 4
処理件数 (A)		1 6 5	1 1 3	1 0 3	1 3 9	1 5 1
告 発 件 数 (B)		1 1 6	8 3	7 5	1 0 3	1 0 1
告 発 率 (B/A)		% 7 0 . 3	% 7 3 . 5	% 7 2 . 8	% 7 4 . 1	% 6 6 . 9

○ 税目別の告発件数の推移

税目	年 度		令和元		2		3		4		5	
	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
所 得 税	件 1 7	% 15	件 8	% 10	件 9	% 12	件 1 9	% 18	件 1 4	% 14		
法 人 税	6 4	55	5 5	66	4 3	57	4 7	46	5 9	58		
相 繼 税	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1		
消 費 税	内 1 1 3 2	28	内 9 1 8	22	内 9 2 1	28	内 1 6 3 4	33	内 1 6 2 7	27		
源泉所得税	3	2	2	2	2	3	1	1	0	0		
合 計	1 1 6	100	8 3	100	7 5	100	1 0 3	100	1 0 1	100		

(注) 消費税の内書は、消費税不正受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

## 国税不服審判所の現状

### 1 審査請求の状況

(単位：件、 %)

会計年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	前年対比	
内 課 税 関 係 事 件	請求件数	3,104	2,563	2,237	2,482	3,034	3,917	129.1
	申告所得税等	1,038	772	754	770	829	965	116.4
	源泉所得税等	49	49	42	53	46	53	115.2
	法人税等	557	505	329	538	550	672	122.2
	相続・贈与税	185	135	179	157	111	119	107.2
	消費税等	1,114	961	830	858	1,235	1,883	152.5
	その他	8	5	6	14	54	11	20.4
内 課 税 関 係 事 件	処理件数	(216件、7.4%)	(375件、13.2%)	(233件、10.0%)	(297件、13.0%)	(225件、7.1%)	(279件、9.7%)	—
		2,923	2,846	2,328	2,282	3,159	2,873	90.9
		(213件、7.6%)	(369件、13.5%)	(227件、10.4%)	(296件、13.4%)	(225件、7.5%)	(276件、10.3%)	—
内 課 税 関 係 事 件	未済件数	2,595	2,312	2,221	2,421	2,296	3,340	145.5
	内課税関係事件	2,538	2,229	2,192	2,380	2,187	3,219	147.2

(注) 1 処理件数欄の括弧書きは、認容件数及び認容割合を表す。

2 請求、処理及び未済の各件数は、国税通則法に基づくもののほか、行政不服審査法に基づく審査請求を含む。

## 2 審理手続の計画的進行

適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求については、裁決をするまでに通常要すべき期間（標準審理期間）を1年と定め、これを公表している。なお、実績の評価における測定指標として「審査請求の1年以内の処理件数割合」を設定している。

また、審査請求事件の審理においては、審査請求人、原処分庁及び担当審判官が、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならないとされている（国税通則法第92条の2）。

【参考：1年以内の処理件数割合の推移】

（単位：%）

会計年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
1年以内の処理件数割合	99.5	98.0	83.5	92.6	95.4	99.1	—
目標値	95	95	95	95	95	95	95

（注）処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間を除いて算出。

また、令和3会計年度以降は、これらに加え、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出。

## 3 国税審判官（特定任期付職員）の外部登用

国税不服審判所では、平成19年7月から、弁護士や税理士などの民間専門家を国税審判官（特定任期付職員）として採用する外部登用を開始しており、平成22年度には、平成23年度税制改正大綱を受けて、民間専門家等の高度な専門的知識や実務経験を活用するとともに、審査請求事件の審理の中立性・公正性を向上させる観点から、国税審判官への外部登用の拡大についての方針と工程表を策定・公表した。

その後、平成25年7月には、事件を担当する審判官の半数程度（50名）が外部登用者となり、現在に至っている。

なお、令和6年7月10日現在の在職者の内訳は、弁護士出身者25名、税理士出身者19名、公認会計士出身者6名となっている。